止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二　動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び汚泥発酵肥料）		
（略）	（略）	（略）

十二　汚泥肥料等
登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）
し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二　し尿に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三　動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表に掲げる凝集促進材を除く。）又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 四　一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 五　一、二、三若しくは四に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二　動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び汚泥発酵肥料）		
（略）	（略）	（略）

十二　汚泥肥料等
登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）
し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二　し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの （新設） 三　一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 四　一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。